

(別紙資料)

#### 複合型臨床研修施設群の協力型臨床研修施設の基準

(厚生労働省平成16年3月26日付け「歯科医師臨床研修必修化に向けた体制整備に関する検討会」

報告書の抜粋)

1. 研修プログラムについては、協力して研修を行う管理型臨床研修施設、協力型臨床研修施設又は研修協力施設と合わせるにより、単独型臨床研修施設の研修プログラムに関する基準を満たすこと。

#### 2. 施設、人員等に関する基準

(1)常に勤務する歯科医師が2人以上であり、指導歯科医を常勤で置くこと。なお、「常に勤務する歯科医師」とは、非常勤歯科医師も含め当該施設で定めた歯科医師の勤務時間のすべてを勤務する歯科医師をいう。

(2)医療法施行令第5条の11第1項第2号に掲げる歯科又は歯科口腔外科を標榜していること。

(3)当該医療機関の開設歴が3年以上であること。

(4)歯科診療補助に従事する歯科衛生士等が適当数（おおむね常に勤務する歯科医師と同数）確保されていること。なお、歯科衛生士等の数の算定に当たっては、非常勤の者は、当該施設の定めた歯科衛生士等の勤務時間により常勤換算し、算入することとする。

(5)歯科保健指導・予防処置を行う歯科衛生士が適当数確保されていること。

(6)医療安全のための体制が整備されていること。

(7)歯科主要設備を保有し、研修歯科医の診療台が確保されていること。

(8)臨床研修に必要な施設、図書、雑誌の整備及び病歴管理等が十分に行われていること。

#### 3. 受け入れる研修歯科医の数に関する基準

(1)受け入れる研修歯科医の数は、基本的な診療能力を習得するのに必要な症例を十分確保できる適当な人数であること。

(2)受入れ研修歯科医数が、指導歯科医数の2倍を超えないこと。

#### 4. 研修歯科医の処遇、採用等に関する基準

(1)勤務形態、研修手当等研修歯科医の処遇は、研修歯科医が研修に専念できる内容であり、その内容が公表されていること。

(2)公表された内容のとおり研修歯科医が処遇されていること。

#### 5. 指導歯科医

一般歯科診療についての確に指導し、適正に評価を行うことができ、以下のいずれかの条件に該当すること。指導歯科医は、臨床研修指導のための研鑽を続けなければならないこと。なお、臨床経験年数には、臨床研修期間を含むこと。

(1)7年以上の臨床経験を有する者であって、指導歯科医講習会（財団法人歯科医療研修振興財団主催）等の指導歯科医のための講習会を受講していること。なお、都道府県歯科医師会会長の推薦があることが望ましいこと。

(2)5年以上の臨床経験を有する者であって、日本歯科医学会分科会の認定医・専門医の資格を有し、指導歯科医講習会（財団法人歯科医療研修振興財団主催）等の指導歯科医のための講習会を受講していること。

厚生労働省HP参照

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/shikarinsyo/hensen/shiteikijyun.html>